

商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の 基本的な指針の改正案に反対する会長声明

経済産業省及び農林水産省は、2014（平成26年）年4月5日、「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案（以下、「本改正案」という。）を公表し、これに対する意見公募手続を開始した。

本改正案には、商品先物取引法施行規則第102条の2を改正することにより、商品先物取引において、自社以外とのハイリスク取引の経験者に対する勧誘と、熟慮期間等を設定した契約（顧客が70歳未満であることを確認した上で、基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認した場合）の勧誘について、不招請勧誘禁止の適用除外とする内容が盛り込まれている。

しかしながら、商品先物取引に係る消費生活相談の半数以上は70歳未満の契約者についてのものであり、本改正案は、既存の商品取引所で行われる商品先物取引の不招請勧誘禁止規制を大幅に緩和し事実上解禁するに等しいものであり、これに反対する。

そもそも商品先物取引は、その仕組みが複雑で消費者に理解し難く、かつ、リスクの高い取引である。そのため、事業者が突然の電話や訪問による不意打ち性を帯びた勧誘によって商品先物取引の知識や経験に乏しい消費者を取引に引きずり込み、深刻な被害を多数与えてきた実情に鑑み、消費者・被害者関係団体等の長年にわたる要望によって、2009年（平成21年）の商品取引所法改正により、ようやく不招請勧誘の禁止規定（同法第214第9号、同法施行令30条）が導入されたのである（2011年（平成23年）1月施行。商品取引所法は商品先物取引法へ名称変更）。

この法改正の際の国会審議では、不招請勧誘禁止規定の対象について、「当面、一般個人を相手方とする全ての店頭取引及び初期の投資以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること」「施行後1年以内を目処に、規制の効果及び被害の実態等に照らして政令指定の対象を見直すものとし、必要に応じて一般個人を相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること」を

内容とする附帯決議も採択されている。

ところが、本改正案は、省令で、70歳未満の個人顧客に対する不招請勧誘を事実上解禁するに等しいものであって、法が個人顧客に対する無差別的な訪問電話勧誘を禁止した趣旨を没却するものである。

また、熟慮期間を設定することについては、かつて、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」に類似の規定が設けられていたが、望まない先物取引に巻き込まれた消費者が熟慮期間中にその取引の危険性に気付いて離脱するのは、先物取引自体の仕組みの複雑性からほぼ不可能であることなどから、この規定がほとんど機能せず、消費者被害を減少させられなかったことから、さらなる勧誘規制が必要とされたのであった。したがって、本改正案による7日間の熟慮期間の設定は、商品先物取引勧誘の局面では、ほとんど機能しないものであることに留意しなければならない。

結局のところ、本改正案は、事実上70歳未満の消費者に対する商品先物取引業者による電話・訪問勧誘を解禁しようとするものであり、社会問題化してきた古いビジネスモデルを再び活性化させ、一般消費者の生活基盤である預貯金を極めてリスクの高い投資に向かわせ、同時に、詐欺的投資勧誘を行おうとする事業者に格好のツールを提供する結果となる。したがって、本改正案が実施されれば、再び商品先物取引被害が社会問題化する危険性が極めて高く、市場の活性化どころか、市場の衰退をもたらすことにもなりかねない。

内閣府消費者委員会も、2014年（平成26年）4月8日付で、本改正案が、消費者保護の観点から見て、重大な危険をはらむものであり、再考を求める旨の意見書を公表している。

以上のとおりであるから、当会は、消費者保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにする本改正案に反対する。

2014年（平成26年）4月28日

佐賀県弁護士会

会長 牟田 清 敬